

川崎市コミュニティ交通導入等の支援及び補助金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民等が主体となって運営・運行に参画して導入された、地域公共交通手段全般（以下「コミュニティ交通」という。）の導入等に向けた取組に対する支援及び補助金の交付について必要な事項を定め、もって、地域にふさわしい持続可能な交通手段の導入の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げることによる。

- (1) 地元協議会 住民が日常生活において移動手段の必要性を認識し、その確保と活用に向けた主体的な取組を行うことを目的として組織した団体であって、別表1で定める基準を満たすもの又は従前に協議会設立届が提出されている団体をいう。
- (2) 地域住民等 コミュニティ交通の対象地域内で、住所を有し、働き、学んだり、又は事業を行う人若しくは団体をいう。
- (3) 乗合事業 道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業により地域住民等を輸送する事業をいう。
- (4) 乗用事業 道路運送法第3条第1号イに定める一般乗用旅客自動車運送事業により地域住民等を輸送する事業をいう。
- (5) 施設送迎 商業施設等の民間事業者等が運行する車両により無料で地域住民等を輸送する事業をいう。
- (6) ボランティア運送 地域の移動手段の確保のため、道路運送法の適用を受けない輸送形態により地域住民等を輸送する事業をいう。
- (7) 既存交通 地域に従前から存在する乗合事業や乗用事業をいう。
- (8) 運行手法 本条第2号から第5号までの事業により地域住民等を輸送する形態の総称をいう。
- (9) 運行事業者 本条第2号から第6号までの地域住民等を輸送する事業を行う事業者又は団体をいう。
- (10) トライアル運行 地域の的確な需要把握や、地域に適正な運行手法を選択することを目的に期間を定めて実施する試験的な運行等をいう。
- (11) 運行実験 乗合事業の新設によるコミュニティ交通の運行を目指し、

道路運送法第21条に定める許可を取得して期間を定め継続的な運行を検証する試験的な実験をいう。

- (12) 本格運行 運行事業者がコミュニティ交通の継続的な運行を行うことをいう。
- (13) 地域キロ当たり標準経常費用 地元協議会が作成する運行計画の会計年度の前年度における乗合バス事業標準原価に基づき算出される川崎市内の乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの平均標準費用をいう。
- (14) 時間制運賃 運行実験を予定している期間が対象となる関東運輸局が公示した、一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃または一般貸切旅客自動車運送事業における時間制運賃額をいう。

(支援等の内容)

第3条 市長は、予算の範囲内で、次の支援及び補助金の交付（以下「支援等」という。）を行うことができる。ただし、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第2条第2号から第6号までの地域住民等を輸送する事業を行う事業者である場合、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という）に係る消費税相当分については、補助対象としない。

- (1) 地元協議会のコミュニティ交通の導入に向けた取組に対する技術的な支援
- (2) コミュニティ交通の導入に向けた需要把握を目的に実施するトライアル運行について、別表2に掲げる補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援
- (3) コミュニティ交通の導入に向けた運行手法の検討を目的に実施するトライアル運行及び運行実験について、別表3に掲げる補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援
- (4) 既存交通の活用について、別表4に掲げる段階に応じた補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援
- (5) 乗合事業の新設によるコミュニティ交通について、別表5に掲げる段階に応じた補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援
- (6) 施設送迎によるコミュニティ交通について、別表6に掲げる段階に応じた補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援
- (7) ボランティア運送によるコミュニティ交通について、別表7に掲げる段階に応じた補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援

(8) コミュニティ交通の本格運行が行われている地区的地元協議会による利用促進に資する活動について、別表8に掲げる段階に応じた補助対象経費に対して同表に定める範囲内における資金的な支援

(事前の協議等)

第4条 地元協議会は、支援等を受けようとするときは、「コミュニティ交通導入に関する手引き」を踏まえて、市と十分な協議、調整を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議、調整に基づき、必要な支援を行うものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 コミュニティ交通の導入に向けた検討を行い、又はコミュニティ交通を導入しようとする地元協議会は、コミュニティ交通の運行の実施に関する計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第3条第2号に定める支援を受けようとする地元協議会は、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 前項に定める承認書

(2) トライアル運行の実施に関する計画書

(3) 補助金の交付の対象となる経費の算出根拠を示す契約書、見積書、仕様書等

(4) 川崎市以外の団体から補助を受けようとする場合は、当該団体の交付する額に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第3条第3号に定める支援を受けようとする運行事業者は、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 第1項に定める承認を受けた地元協議会からの依頼書

(2) トライアル運行又は運行実験の実施に関する計画書

(3) 補助金の交付の対象となる経費の算出根拠を示す契約書、見積書、仕様書等

(4) 川崎市以外の団体から補助を受けようとする場合は、当該団体の交付する額に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

4 第3条第4号から第7号に定める支援のうち、本格運行を開始する際に係

る費用に対する補助を受けようとする運行事業者は、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第1項に定める承認を受けた地元協議会からの依頼書
- (2) 地元協議会と運行事業者等関係者の間で締結する本格運行の実施に係る協定書
- (3) コミュニティ交通の本格運行の実施に関する計画書
- (4) 補助金の交付の対象となる経費の算出根拠を示す契約書、見積書、仕様書等
- (5) 川崎市以外の団体から補助を受けようとする場合は、当該団体の交付する額に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

5 第3条第5号から第7号に定める支援のうち、本格運行を継続する際に係る費用に対する補助を受けようとする運行事業者は、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費の算出根拠を示す契約書、見積書、仕様書等
- (2) 川崎市以外の団体から補助を受けようとする場合は、当該団体の交付する額に関する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 第3条第8号に定める支援を受けようとする地元協議会は、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費の算出根拠を示す契約書、見積書、仕様書等
- (2) 川崎市以外の団体から補助を受けようとする場合は、当該団体の交付する額に関する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条第2項、第5項（別表に定める車両更新に係る費用に関するものを除く）又は第6項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項、第4項又は第5項（別表に定める車両更新に係る費用に関するものに限る）の申請書が提出されたときは、「川崎市地域公共交通会議」において協議又は報告し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。
- 3 市長は、第1項及び第2項の補助金の交付決定にあたって、必要な条件を付すことができる。
- 4 補助事業者は、補助金の交付決定等の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、市長に申請の取り下げの届出を行い、申請を取り下げることができる。

（市内中小企業者への優先発注）

第7条 補助事業者は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超える、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徵収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（申請の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の申請に係わる内容を変更しようとするときは、第5条に準じて申請し、市長は適正と認めるときは第6条に準じて通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者が、補助事業に係る事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、川崎市コミュニティ交通導入等補助事業実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を証する書類もしくはその写し又はこれに代わる補助金の額の確定に必要な書類
 - (2) 川崎市コミュニティ交通導入等補助事業発注実績報告書（第4号様式）
 - (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 4 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 5 本条第2項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴取し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市コミュニティ交通導入等補助金額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

- 第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた後、補助金の交付を受けるため所定の請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助事業者からの適法な請求書を受理後、30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の特例）

第12条 市長は、補助事業の遂行上、特に必要と認めるときは、補助金を概

算払により交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、川崎市コミュニティ交通導入等補助金概算払申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 資金計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の概算払を受けた補助事業者は、補助金の使用後、速やかに、領収書の写し等補助金の使途を証する書類を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第7条又は第9条の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付取消通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するとともに、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者は、速やかに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(利用状況等の報告)

第14条 補助事業者は、コミュニティ交通に関する利用状況、収支状況、車両更新に係る資金積立の状況等について、市長の要求があれば、その都度、報告しなければならない。

(取得財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 車両の耐用年数は、原則5年とする。ただし、交通事業者は、耐用の実態に鑑み、5年以上の期間、できる限り長く使用できるよう、車両の適切な管理・運用に努めなければならない。

3 補助事業者は、前項に定める車両の耐用年数を満了する前に車両を汚損又

は毀損した場合には、自己の責により原形復旧しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はその限りでない。

- 4 補助事業者は、第2項に定める車両の耐用年数を満了するまでは、市長の承認を得ずには、取得財産をこの補助金の交付の目的の用に供しない、もしくは目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付し、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業者は、前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。
- 6 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第4項の行為時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分として、次式により算定される額を返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。ただし、事故又は故障により車両を毀損し、その原型復旧が不可能な場合又は原型復旧することが不合理であると認められる場合に車両を廃棄するときは、車両を毀損する直前における減価償却費の残存価格相当分を、交付した補助金の割合に応じて、市に納付させることができるものとする。

補助金額×残存率

残存率：残存年数÷法定耐用年数

残存年数：法定耐用年数から当該財産が本格運行を実施した年数を減ずる年数

（帳簿の保存）

第16条 補助事業者は、事業年度ごとにコミュニティ交通に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、当該事業年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（事業の中止等）

第17条 補助事業者は、第6条第1項又は第2項による補助金交付の通知を受けた後に、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、川崎市コミュニティ交通導入等補助事業中止（廃止）申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項について、必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。(25川ま交政第405号)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(31川ま交政第578号)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(2川ま交政第464号)

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(3川ま交政第502号)

2 この要綱は、令和4年4月1日以降、川崎市コミュニティ交通導入等補助金交付申請書の提出があったものから適用し、同日前に提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。(5川ま交政第564号)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(5川ま交政第1229号)

別表1 地元協議会の基準（第2条第1項第1号関係）

- ・10人以上の地域住民等によって構成される団体であって、その構成員の4分の3以上が当該団体に係るコミュニティ交通の検討を行う地域内における地域住民であるもの。
- ・公益を害し、又は害するおそれのある活動を行うものでないこと。
- ・構成員に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。なお、市長は、必要に応じ、補助事業者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とした活動、政治上の主義を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを目的とした活動又は特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とした運動を行うものでないこと。
- ・その他市長が不適当と認めるものでないこと。

別表2 需要把握を目的に実施するトライアル運行（第3条第2号関係）

補助対象経費	補助限度額・回数
需要把握を行うためのトライアル運行の実施に係る運行経費	<ul style="list-style-type: none">・1回当たり 150万円・乗合事業の新設によるトライアル運行の実施を行う場合、150万円又は運行経費から運賃収入を減じた欠損額のいずれか低い方の額・1地区当たり 1回のみ対象とする

別表3 運行手法の検討を目的に実施するトライアル運行及び運行実験（第3条第3号関係）

補助対象経費	補助限度額・回数
運行手法を検討するためのトライアル運行の実施に係る運行経費	<ul style="list-style-type: none">・1回当たり 150万円・乗合事業の新設によるトライアル運行の実施を行う場合、150万円又は運行経費から運賃収入を減じた欠損額のいずれか低い方の額

	<ul style="list-style-type: none"> ・1地区当たり乗合事業又は乗用事業で行う場合に1回、施設送迎又はボランティア運行で行う場合に1回とし、合わせて2回のみ対象とする。
運行実験に係る運行経費	<ul style="list-style-type: none"> ・運行経費から運賃収入を減じた欠損額 ・運行実験を乗合バス事業者が実施する場合には、地域キロ当たり標準経常費用に計画実車走行キロを乗じて得られる金額を上限とする。 ・運行実験を貸切バス事業者が実施する場合には、地元協議会が作成した運行計画に対して、貸切バスの時間制運賃に運行時間を乗じて得られる金額を上限とする。 ・運行実験をタクシー事業者が実施する場合には、タクシーの時間制運賃に運行時間を乗じて得られる金額を上限とする。

別表4 既存交通の活用 (第3条第4号関係)

段階	補助対象経費	補助限度額
本格運行開始時	既存交通の活用に資する仕組みづくりに係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円

別表5 乗合事業の新設 (第3条第5号関係)

段階	補助対象経費	補助限度額
本格運行開始時	車両購入に係る費用及び車両の改造に係る費用（地域特性や需要に応じた、適切な車両の規模とするものとし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に定める装置、道路運送車両法に	<ul style="list-style-type: none"> ・車両は、乗車定員14人以下のものとし、1車両あたり600万円、1地区当たり2両までとする。 ・ただし、運行実験の結果等により14人を超える乗車が見込まれる場合、定員29人以下の車両まで認め、その際の補助

	基づく道路運送車両の保安基準に定める装置及びコミュニティ交通の運行において最低限必要と認められる装置等が設置されているもの)	限度額は 1 車両あたり 1,200 万円とする。
	停留所の設置に係る費用	・ 1 基当たり 10 万円
本 格 運 行 中	車両更新に係る費用	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 車両は、乗車定員 14 人以下のものとし、1 車両あたり 600 万円、1 地区当たり別に定める基準を満たす 2 両までとする。ただし、利用状況等により 14 人を超える乗車が見込まれる場合、定員 29 人以下の車両まで認め、その際の補助限度額は 1 車両あたり 1,200 万円とする。</p> <p>(2) 既存の車両をコミュニティ交通の営業運行の用に供した日から当該買替えまでの期間における車両更新に備えた資金積立がある場合は、その不足額</p>
	自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、車検に係る印紙代及び自動車税	・ 1 会計年度当たり 20 万円
	任意自動車保険料	・ 1 会計年度当たり 40 万円
	安全設備に係る費用	・ 1 車両当たり 10 万円

別表 6 施設送迎（第 3 条第 6 号関係）

段階	補助対象経費	補助限度額
本 格 運 行 中	任意自動車保険料（ただし、本保険の対象となる車両を本要綱に定めるコミュニティ交通の用に供した応分とする。）	・ 1 会計年度当たり 20 万円かつ 1 地区当たり合計 20 万円
	安全設備に係る費用 (ただし、本設備を本要綱に定めるコミュニティ交通の用に供した応分とする。)	・ 1 地区当たり 10 万円

別表7 ボランティア運送 (第3条第7号関係)

段階	補助対象経費	補助限度額
本格運行開始時	車両リース料（本格運行開始後1年間を補助対象とする。）	・1両のみ60万円
	車両購入に係る費用及び車両の改造に係る費用（1年間以上ボランティア運送による本格運行が行われた実績がある地区を対象とする。）	・1両のみ300万円
本格運行中	車両更新に係る費用	・1両のみ300万円
	自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、車検に係る印紙代及び自動車税	・1会計年度当たり20万円
	任意自動車保険料	・1会計年度当たり20万円
	安全設備に係る費用	・1車両当たり10万円

別表8 地元協議会の活動 (第3条第8号関係)

段階	補助対象経費	補助限度額
本格運行中	コミュニティ交通の利用促進に係る費用	・1会計年度当たり10万円